

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。

地域における「見守り」の要素ごとに分類して、次のとおり主な取組を考えています。

1 早期発見・早期対応

各職種による地域アセスメントを介しての個別の生活課題や地域課題の適切な把握、また自治会町内会、民生委員・児童委員（以下「民生委員」）や近隣住民からの困りごとの情報提供をもとに、個別支援では安否確認や変化の気づきにより、住民からの連絡通報を受けやすい体制を整備するとともに、専門機関への速やかなつなぎ役として対応します。また、気軽に参加して顔の見える関係が構築できる自主事業の企画や介護予防、地域共生社会の実現に向けた啓発等、課題解決に向け包括的支援体制の構築を目指します。

2 危機管理

震災や台風、水害等毎年のように甚大な災害が続く中、福祉避難所の運営や地域防災拠点との連携等により、「困ったときにはまず地域ケアプラザに相談を」と声をかけてもらえるように備えます。また、消費者被害、特殊詐欺等の犯罪予防にかかる地域住民の取組にも協力していきます。

3 情報支援

支援を要する住民に必要な情報が行き届くよう、広報紙や自治会町内会の班回覧、インターネット等様々な媒体を利用して広く周知するほか、地域包括支援センターや居宅介護支援、通所介護サービス利用者等の個別支援の一環として情報を提供し、住民に役立つ情報支援を進めます。

4 安心支援・不安解消

通所介護によるサービス提供をはじめ、生活支援や地域活動交流、地域包括支援センターが連携し、例えば児童の放課後の居場所や障害者余暇活動支援等自主事業の企画、施設利用団体への

活動支援、サロンや生活支援の活動にかかる地域支援等を通じて、全ての住民が孤立することなく、安心して共に生きる地域づくりを支援します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

横浜市上白根地域ケアプラザのエリアは、大半が旭北地区内にあります。地形的には中心に位置する白根通りと中堀川に沿って、両方向の丘陵地に戸建住宅や県営・市営住宅があり、一部は保土ケ谷区や緑区との区界にも接している起伏の多い地域です。

白根通りとそこから旭台へ向かう道が路線バスのルートとなっていますが、横断的に移動できる公共交通の手段はありません。また、丘陵地帯であり最寄り駅までの交通アクセスが悪く、買い物には車、バスなどを利用しています。

1970年代頃から子育て世代が居住し始めた地域で、50年以上が経過したこともあり、高齢化率が高く、独居高齢者や75歳以上の高齢者世帯も多くみられます。

令和6年3月現在の人口は約21,000人、高齢化率は32.45%。要介護認定率は23.2%。また高齢者独居世帯割合は19.82%であり、第4期旭区地域福祉保健計画策定時の予測以上に増加しており、空き家も散見されます。人口ピラミッドでは、40代後半～50代と70代～80代前半が多く、20代後半～30代が大きくくびれた形状となっています。宅地開発からの3世代の住民層が中心で、乳幼児の子育て世代が少ない状況が推測されます。

旭北地区では、地域の皆さんが課題意識を高く持っており、地域福祉保健計画・地区別計画の推進母体である「まちぐるみ福祉推進会議」を中心に、「安全安心なまちづくり、夢のあるまちづくり、和み親しめるまちづくり」を目標として、役員・実務者が連携しながら、各種地域課題の共有・解決に向けた取組が推進され、地域活動を主体的に積極的に進めています。

連合自治会や地区社会福祉協議会をはじめとした地区全体に向けての取組だけでなく、長年継続している昼食会や子育て支援活動、店舗や住み開き等の既存の社会資源を活かした地域活動も活発に取り組むエリアです。

2 担当地域の課題・将来像とその取組

自治会長の約半数が1年交代であり、要援護者の見守り・支援体制や防犯活動・災害時への備えは自治会による差が大きい現状があります。民生委員が欠員のエリアもあるため、地区全体で自治会を中心としたゆるやかな見守り合いの仕組みを考える必要があります。サロンや介護予防教室などを身近な地域で開催することで、隣近所の声掛けや小さな単位での顔の見える関係づくりが必要と考えます。

自動車運転免許の返納やコロナ禍による外出自粛からの足腰の筋力低下もあり、いわゆる買物困難者が増えました。令和4年2月からダイエーの移動販売が始まり、買い物支援の一助となっ

ているほか、一部のエリアでは買い物を通じて住民同士の見守り合いも生まれてきています。

高齢者施設、障害者施設などの福祉施設は多いですが、住民との接点や「何の施設であるか」、障害児者への理解は十分とは言えません。地域包括支援センターへの相談は、コロナ禍の影響による外出自粛に伴い、身体機能低下や認知症、精神疾患に関する相談が増え、病院や民生委員からの情報も増加しています。乳幼児期は、親子サロンや「親子で遊ぼう会」「竹っこくらぶ」等がありますが、学齢期の子どものサポート体制は整っていない状況です。

地域ケアプラザの運営にあたり、第5期横浜市地域福祉保健計画ならびに第5期旭区地域福祉保健計画に基づき、地域住民や区社会福祉協議会（以下、区社協）、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、地区民生委員児童委員協議会（以下、地区民児協）、区役所などの関係機関と協働することで、地域における福祉・保健活動の振興を図るとともに、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供することが施設の役割と認識しています。

地域ケアプラザは地域福祉の拠点として、住民の皆さんに地域の課題を「自分たちのこと」として捉えていただけるよう、継続的に投げかけを行っていくことも求められます。地域ケア会議や日々の支援活動等で吸い上げた地域課題を、分かりやすい形で地域の皆さんにお返しすることも大きな役割と捉えています。

住民の主体性のもと、地域福祉保健活動の担い手と関係機関・行政等が連携を更に進めていくことで、新たな支えあいの仕組みづくり・地域包括ケアシステムの構築につながっていくと考えています。

関係団体との連携にあたっては、地区別計画の推進支援を柱に、地区連合自治会や地区社協、地区民児協をはじめとした住民主体の見守り活動や介護予防に関する取組、生活支援のサポート体制の充実を支援します。また地域ケア会議等の機会を活かして個別のニーズと地域課題を「まちぐるみ」で取り組むことができるよう、住民が医療機関や介護・福祉事業者、商店、企業、教育機関等取組の連携先の更なる拡大を進め、5年後、10年後やその先もすべての住民が地域で自分らしく活躍できるまちづくりを進めていきたいと考えます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携

旭北地区の地域活動諸団体が一堂に会する地区連合自治会への同席、情報共有をはじめ、地区民児協、地区社協、保健活動推進委員会、かがやきクラブ等、業務連携が必要不可欠な諸団体には定例会等で関係構築しながら情報共有を進めます。また、坂道が多く外出が難しい、近隣に支援を要する住民が多く生活している等、自治会町内会ごとの課題にも対応できるよう、単位自治会町内会定例会等を通じて重層的に課題共有を進めます。

2 区役所との連携

個別支援に係る日常的な連絡や定例カンファレンス等を通じた情報共有で、連携して対応します。また、地域福祉保健計画・地区別計画の推進に関しては、地区支援チームの中でも地域に一

番身近な窓口として、地域住民から得られた最新情報や課題を共有できるよう対応します。

3 区社協との連携

地域福祉推進において、区社協とは地域の課題を共有しながら、特に地区社協で把握している近隣住民の困りごとをもとに地域の支えあい活動につながるよう、生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターのつながりやボランティア育成、福祉教育プログラムの共有等を通じて地域活動を支援します。

4 関係機関・団体等

個別ニーズの早期発見等につながる身近な商店、金融機関との関係構築や、地域の課題解決に向け近隣に所在する社会福祉法人や企業の地域貢献へのつなぎ役として、地域福祉保健計画・地区別計画推進の取組として、地域の見守り体制における連絡、通報の役割や居場所づくり、世代間交流の取組への協力等にもつなげていきます。

5 他の地域ケアプラザ

地域性、対象者の利便性等を考慮し、近隣との共同開催で効果的に推進できる事業展開等、区域の所長連絡会や各職種連絡会等の場を活用しながら連携を進めます。例として、かみしらね福祉アカデミーを上白根・今宿西・ひかりが丘地域ケアプラザ合同で行っています。内容は、ケアマネジャー等支援事業として、勉強会・意見交換等を行い、支援者として必要な知識や技術を高めることで、地域包括ケアシステムを担える人材育成を目的として開催しています。

(4) 合築施設との連携について ※ 今宿地域ケアプラザのみ対象。

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さまとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025年問題」などに対して本会の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中(令和6年度末完成予定)です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進に関わっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

本会は18区の区社協との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセンター及び障害者支援センターなど幅広い福祉分野の事業を実施しています。

(1) 施設運営

福祉保健研修交流センターウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を生かし、行政や区社協と連携しながら、地区社協、民生委員、ボランティアなど福祉関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見的支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です(会員数: 5881団体・人)。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織するケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討

等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行っています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減差額ともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成29年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的

な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修
 地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）
 介護予防支援研修
 地域活動交流コーディネーター研修
 第2層生活支援コーディネーター研修
 サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修
 職種別実地研修 等

(2) 職場研修

個人情報保護／コンプライアンス／感染症対応／接遇・マナー／身体拘束・虐待防止／認知症対応／衛生管理／苦情解決／ハラスメント防止／運転業務／事故・トラブル対応／福祉避難所対応 等

(3) 基幹研修

新任職員採用時研修
 人権研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修
 コンプライアンス研修
 階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）
 地域福祉実践力向上研修
 コミュニティソーシャルワーク研修
 法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修
 権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないよう、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設および設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。

なお、冷温水発生機交換工事、自動ドアエンジン交換工事、中央監視盤交換工事、各部屋ファンコイル交換工事などは区所管課を通じて建築局への技術相談をすでに行っており、計画的な修繕を検討いただいています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

法人内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、適切な初動対応を行った上で速やかに区役所等の関係機関へ報告します。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に参集できるよう机上参集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の参集経路の確認や参集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集するとともに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を常設することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望を日常的にお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員会による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会独自の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時に

は施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。

あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、障害者就労施設等からの物品等の調達方針、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、男女ともに全職員が職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライ

フ・バランスを推進するとともに、定期的および不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組みます。なお、令和4年5月から1名を事務職員（週3日×7時間勤務）として継続雇用をしています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報を提供し、利用者数の増加を目指します。また、地域包括支援センター、地域活動交流における相談や居宅介護、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（ホームページ、あさがおつうしん、単位自治会定例会へのチラシ持参、独自作成の施設利用のてびき等）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

〔上白根地域ケアプラザ新聞あさがおつうしん〕



〔施設利用のてびき〕



また、地域ケアプラザへの親しみやすさを感じてもらうために、地域住民のみなさんからの公募でイメージキャラクターの絵柄と名前を募集し、「上白根ポンチャンズ（かみポン、ケアポン）」を作成し、各種広報物に使用しております。

〔上白根ポンチャンズ（かみポン、ケアポン）〕



1 夏季等閑散期や空き時間の利用促進

8月は定例活動が休止となる団体が多く、稼働率が低下しがちです。一方で、地域包括支援センター等の訪問先では、冷房が効かずに我慢して過ごしている住民が少なくありません。訪問時のニーズ調査等を通じて地域ケアプラザに集まる企画等を事業化し、地域住民の熱中症の対策にもつなげます。

2 ボッチャの普及と夜間帯の稼働率向上

自主事業を機に室内ペタンクが盛んな一方、ボッチャは貸出物品の稼働が少ない状況です。旭区民スポーツ祭でボッチャが正式種日になっている中、地区内の練習・競技会場として、特に稼働の少ない夜間帯の活用につなげられるよう、地区連合自治会定例会や地区スポーツ推進委員連絡協議会に相談のうえ体験会を開催してもらう等、情報提供を進めます。旭北地区は区民スポーツ祭に力を入れて取り組んでいることから、ボッチャを通じたパラスポーツの理解啓発等にもつなげます。

3 新規登録団体向け広報資料の周知

施設貸出に関しては各団体が融通しながら回数としては上限まで利用できており、団体数としても自主事業から自主化したグループが増えている程度です。まだ固定の曜日・時間帯に空きがあるため、新規の登録団体募集に関してホームページや広報紙への掲載に加え、近隣のコミュニティハウスや自治会町内会の会館で利用が競合して使用できない団体の情報共有等も試みて、地域活動の活性化につなげます。

4 団体同士の交流による利用方法の活性化

施設利用について、団体活動の活性化をねらいとして施設利用団体交流会は、団体間の情報交換の場とし、相互の活動時間に交流する等で活動の幅を広げてもらうきっかけづくりを進めます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのようなお困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的ニーズを含む幅広い相談に速やかに対応します。

アセスメントにより地域の特徴やニーズを整理するとともに、さまざまな分野の相談者に対する情報提供の手法に取り組みます。

1 情報提供につなげるための関係機関との連携

地域の身近な相談窓口として様々な住民からの相談に対応していくために、各分野における関

係機関との連携構築を進め、ニーズの的確な把握や複合的な課題への対応等幅広く相談対応できるようにします。

(1) 高齢者分野

区役所との日常的な関係に加え、医療情報が相談者に向けて確実に提供できるよう、身近な住民が参加しやすい医療講座の実施や薬局が運営する認知症カフェの取組協力、地域ケア会議への定例出席依頼等で在宅医療にかかる専門職の助言を得る等、区の三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や医療機関との連携を深めていきます。

(2) 子ども分野等

エリア内には住民主体で運営している親と子のつどいの広場「親子サロンメダカ」をはじめ、旭北地区の子育て関係団体と協働事業の実施や月例会へ参加します。小学生向け放課後の居場所事業においては、対象児童の相談等個別支援に関わる児童家庭支援センターの専門職からの助言や保育所を運営する社会福祉法人との協働事業を通じた情報共有等を進め、連携を深めます。

(3) 障害児・者分野

障害福祉の理解啓発に向けた取組を進めるために、近隣の障害者地域活動ホームや社会福祉法人とは協働事業の企画実施を通じて連携します。また、基幹相談支援センターや区社協移動情報センターには個別支援にかかる課題共有、障害者後見的支援室とは主に担い手のボランティア育成を中心に協力関係を構築し、連携を深めます。

2 地域住民に向けた相談機能等の情報提供と相談対応

(1) 広報紙、インターネット等を活用した情報提供

関係機関と共有した課題等をもとに企画した自主事業や地域の取組紹介等を、毎月発行する広報紙の自治会町内会での班回覧や、医療機関、金融機関等身近な場での配架のほか、ブログ等を活用して住民向けに情報発信します。

(2) 出張事業の実施

エリア内の端に位置されている立地条件をカバーするため、地域関係団体の諸会議や、身近な地域場で実施するサロン、近隣社会福祉施設等に出向き、情報提供はもちろん、その場で受けた情報や相談等を受けとめ、関係機関へのつなぎ等も含め対応します。

(3) 地域の支えあい活動やサロン等の情報提供

利用対象別に集積した情報を一覧にして、住民、関係機関等に配布し、つながりの輪を広げていきます。

(4) 地域福祉保健計画・地区別計画の推進支援

自主事業や地域ケア会議等で挙げられた内容を、地域関係団体の諸会議で紹介していくとともに、地区別計画推進会議でも情報提供していく等、相談事案を地域課題につなげていく取組へと進めます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営するうえで、区役所や地域内の関係機関および区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係作りに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業が連携し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

1 5職種連携による地域支援

所長と、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センター3職種（以下、「5職種」という。）は、日常生活圏域における地域支援を進めます。

本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により個別支援と地域支援を融合しながら支援できるよう、毎月のミーティングで地域の情報、個別支援にかかる情報を共有し、地域支援を展開していきます。

また、自主事業の実施についても、各部門からボランティア育成や介護予防、地域住民の交流、新たな福祉課題の啓発、医療との連携等により多角的に課題を導き出し、住民に対してより効果的な事業等の企画実施を進めます。

2 身近な地域の社会資源との連携

（１）子ども家庭支援の取組

事業実施にあたっては、例えば小学生の放課後の居場所運営では、地域住民の協力や、個別支援で関わる児童家庭支援センターへの相談等で専門的な支援につなげます。また、農作業を通じた地域交流として、保育所の協力で園児との交流、ユースプラザにはひきこもり若者支援等につなぐ等、取組を進めます。

（２）障害者支援の取組

近隣に施設が多く所在する利点を活かし、住民と障害当事者による共同作業のワークショップや啓発講座の実施等、社会福祉法人の地域貢献として協力関係を構築します。また、障害者地域活動ホーム等を中心に展開する障害者余暇活動支援事業にも協力していくほか、障害者後見的支援制度の普及啓発、ガイドボランティアの活動支援等にも取り組みます。

（３）高齢者支援の取組

エリア内に所在する医療機関に協力し、住民向け医療講座の企画実施や、薬局等が進める認知症カフェの運営を支援するほか、金融機関とも権利擁護の視点で対応に困った住民へのつなぎや認知症サポーター養成講座の実施等を進めます。なお、実施にあたっては住民の利便性を考慮して、近隣のコミュニティハウスや自治会町内会の会館の利用協力等により効果的に進めます。

（４）教育機関との連携

エリア内の小・中学校には福祉教育プログラムのコーディネートや地域防災拠点訓練への児童・生徒の参画支援を通じて、子どもたちがまちに愛着が持てる取組を意識して企画します。また、近隣の高等学校にも生徒の地域活動協力等を進めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区社協、区役所、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割をお伝えし、気軽に相談しあえる関係をつくります。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有し、加えて5職種が連携することで、地域課題の検討や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めていきます。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域のつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。
市社協本部・区社協との連携とともに関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、令和6年度区政運営方針の基本目標「子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現」に向けて、施策の3つの柱（安全・安心、地域の力、魅力づくり）の実現のために各関係機関と協働して進めます。

1 「安全・安心」にかかる取組

第5期旭区地域福祉保健計画及び地区別計画の推進を柱に、災害に強いまちづくりに向け、地域防災拠点への支援や福祉避難所開設・運営にかかる対応、地域ケア会議や生活支援体制整備にかかる協議体を通じて、身近な地域での見守り体制構築等の支援に取り組みます。また、地域共生社会の実現に向けた取組として、近隣福祉事業者との協働により、障害福祉にかかる理解啓発を、地元住民向けに分かりやすく共感しやすい内容で実施します。

2 「地域の力」にかかる取組

福祉保健活動の推進には、住民一人ひとりの参加とつながり交流が必要です。見守りや声掛け、防犯防災の取り組み、介護予防などご自身の生活環境に合わせ自分のペースで役割を持ち、継続的に関わることが「住民主体」による地域福祉の推進につながると考えています。取組にあたっては高齢化を課題としてのみ捉えるのではなく、「地域の力」として活躍いただけるよう活動の場を提案し、地域の誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域づくりを区役所と連携して進めます。

3 「魅力づくり」にかかる取組

上記の取組を旭北地区では「まちぐるみ」で進める基本姿勢を活かし、身近な地域の交流を一層活性化し、住み続けたい気持ちの醸成につなげる取組を進めます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第5期旭区地域福祉保健計画における地区別計画の地区支援チームの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設であるという位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続します。また、受け止めた情報は、地区支援チームの会議などで提供し共有とともに、解決や地域への協力につなげます。

1 地区別支援チームの一員として

区役所・区社協とともに、計画の策定・推進に積極的に取り組みます。特に地区別計画については、所長及び5職種が三つの部会の担当として常時参画し、計画の進行管理や推進会議の進め方の調整、会議運営に協力して取り組みます。また、定期的な地区別支援チーム会議での情報提供だけでなく、電子メール等で常日頃から情報共有に努めます。

2 地域住民に身近な支援機関として

受けとめた情報は、所長及び5職種に加え、必要に応じて通所介護や居宅介護支援等も含めて解決や地域への協力につなげる等、地域ケアプラザ機能をフルに活かした支援を継続します。

3 個別支援と地域支援の融合と計画への反映

総合相談等で把握した個別の困りごとを集約・分析し、地域課題として地域ケア会議や協議体での検討の場を企画するとともに、地区別計画・推進会議での報告等、計画推進に反映できるよう働きかけます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらえることを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の他部門と協力し、全部門をあげて実施するとともに、地域住民と連携・協働して取り組みます。

1 高齢者支援分野

地域包括支援センターとの協働で、気軽に立ち寄れる、ゆるやかなつどいの場を設けていきます。そこでは、地元住民の得意や経験を活かした取組や、住民が知りたい生活課題の気づきを促す機会を兼ねて企画します。また、つどいの場づくりが難しい自治会町内会への支援も検討し、様々な住民の交流機会を創出します。

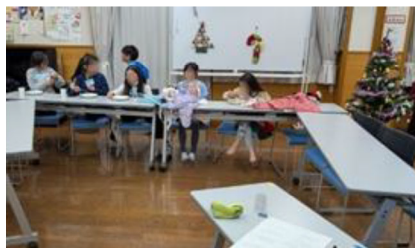
[お茶のみサロンでのボッチャ大会：月1回開催]



2 子ども家庭支援分野

地域子育て支援拠点や地区の子育て支援連絡会等の支援機関も活発なことから、連携・役割分担しながら事業を進めます。その中でも、父親向け育児支援事業の企画や、地域包括支援センターで把握した個別ニーズとの関連性を重視した取組を積極的に企画します。また、既存の事業でつながりのある近隣保育所の協力を得て、農作業を通じた世代間交流等を積極的に進めます。放課後小学生の居場所事業（子どもの居場所）は、地域のボランティアが主体的に運営を担い毎週開催してまいります。

[子どもの居場所でのクリスマス会：毎週火曜日開催]



3 障害者支援等分野

近隣の社会福祉法人の協力を得て、住民と障害当事者との交流の場を設けていきます。日常的には事業所製品の販売支援や、ワークショップを通じた交流に加え、障害者余暇活動支援の

場づくり（ユルヨカ）を近隣住民と交流しながら展開する等のほか、地域共生社会の実現を目指した啓発講座を定期的を開催します。

〔ユルヨカでのエアロビクスプログラム：月１回〕



イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況を提供するとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを実現します。

1 施設利用に関する周知

ホームページに各部屋の特徴や設備を掲載します。また、施設利用団体の活動を広報紙等で紹介しながら、部屋及び設備の具体的な活用方法をPRするとともに、団体の活性化にもつなげます。

2 利用者からの意見反映

施設利用団体向けに年１回利用者アンケートを実施し、その結果をもとに改善策を挙げ、公表してまいります。また、施設利用団体調整会議(交流会)を定期実施し、施設利用に関する意見・要望を直接協議できる機会を設けるとともに、団体相互の活動理解を深める等、連携を促します。

3 福祉保健活動団体への活動紹介

福祉・保健活動団体が活躍できる場を紹介できるよう、日頃からチラシや広報紙で情報提供するほか、施設利用時には直接情報提供します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、情報を提供

することで参加のきっかけを作るなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。定期的なボランティア登録者の更新作業を行い、継続的に関わっていきます。

1 新たなボランティア人材の育成・コーディネート

「よこはまシニアボランティアポイント登録者研修会」の定期開催等を通じ登録者を増やすとともに、住民の得意や経験を活かせるよう、様々な地域活動につなげます。

2 ボランティア活動支援

ボランティア同士の交流・情報交換の機会をつくり、活動の幅を広げるとともに、課題解決のきっかけづくりやネットワークの構築にもつなげます。

3 福祉教育の推進によるボランティア活動の活性化

旭区で実施するジュニアボランティア体験や、地区内で実施する地域防災拠点合同訓練等、地元の児童、生徒が身近に地域活動や福祉保健を実感できる機会を通じて、ボランティア活動につながる支援を進めます。特に、区社協と進める神奈川県立横浜旭陵高等学校のボランティアプロジェクトや横浜商科大学高等学校の部活動等をきっかけに地域活動への参画につなげるコーディネートを進めます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区社協などの地域の会合や地域サロン・ミニデイサービス等（地域の事業など）に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行い課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けて取り組みます。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などの開催を介して、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

1 情報収集

地域支援に関わる各職種が地域内の会合、サロン等に参加した際、活動や地域住民から得た情報等を地域支援記録に整理します。また、日常的に窓口で接している中で収集した情報を定例ミーティングで共有しながら、地域課題の把握を進めます。また、地域アセスメントシートを定期更新し、所長及び5職種で見直す機会を設けます。

2 情報提供

広報紙の発行やホームページ、館内掲示等を活用しながら、活動紹介や人材の募集、自主事業の周知等情報提供を進めます。また、金融機関や医療機関、商店等身近な場所でも情報が得られるよう、広報紙やチラシの配架を各機関に依頼します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

所長と5職種だけではなく、介護保険部門においても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に意識し、それぞれが集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための定期的に会議を開催します。あわせて、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTや研修参加を通して個々のスキルアップと多職種の役割等についてお互いに理解し施設全体のチーム力の向上を図ります。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域と共に現状を把握していきます。

1 実態把握

地域包括支援センターの相談対応や地域活動交流のボランティア依頼、居宅介護支援及び通所介護のご利用者から把握した困りごと等から、個別ニーズを把握します。また、地域のサロンや老人会、会議等様々な場へ積極的に参加し、顔の見える関係づくりを構築しながら個別及び地域ニーズを把握します。必要に応じて地域状況の変化等を確認しながら不足している情報について調査・ヒアリングを行います。

2 情報の整理及び分析

把握した地域情報を地域支援記録に記録するとともに、5職種ミーティングや区社協、区役所を含む多職種会議等で定期的に最新情報を共有します。地域で把握した情報と合わせ、市や区の統計データをもとに地域ニーズ・地域資源の把握、支援方法の検討を進めます。また、年1回地区のアセスメントを行い、きめ細やかな分析と情報の整理を進めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

所長と5職種が連携して単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析を進め、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

1 多様な主体との連携

- (1) 地域で行われている様々な活動に出向くとともに、福祉保健分野に限らず商店や企業等も含めた様々な社会資源の活動を把握します。把握した情報は所長及び5職種で共有し、特徴や傾向を分析して地域支援に活かします。また、地域ケア会議や協議体のメンバーとして積極的に招聘し、地域課題に対し協働の取組につなげます。
- (2) 区社協や市ボランティアセンター等、本会のネットワークを活用して企業のCSR活動の取組とのタイアップ等、区域、市域での企業等とのネットワークづくりを進めていきます。

2 各機関の強みを活かした地域とのコーディネート

社会福祉法人や企業等がそれぞれの強みを活かし地域貢献ができるよう、地域との調整役を担います。例えば、社会福祉法人や薬局、医療機関固有の専門職が、地域貢献の一環として専門性を活かして地域住民に有益な情報を提供する機会をコーディネートする取組等を進めます。

また、地域の見守り機能として、新聞店や酒店等住民宅に訪問する商店や金融機関、薬局、スーパーマーケット等との情報共有が頻繁にできるよう関係性を構築します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様と主体的な取組に繋がるよう協議体を位置づけ、運営していきます。

旭北地区では地区別計画に「夢のあるまちづくり」と称した部会を設置し、将来を見据えて次なる世代に住みよいまちを残していけるよう、ともに考え続けています。何事にも「まちぐるみ」を合い言葉に世代を超えて取り組む姿勢を大事にしながら、魅力あり選ばれるまちになるべく、検討を重ねています。

目指すべき地域像の実現に向けては、福祉保健にかかる取組に限らない地域全体の課題を理解のうえ、より緻密に自治会町内会ごとの固有課題に対して社会資源をコーディネートできる機会となるよう、対象エリアを絞るかたちで協議体を設置・運営していきます。また、住民主体を原則としながら無理なく自立に向けた検討を進められるよう、自治会町内会等地域住民の理解、多様な主体の参画を意識した運営を目指します。そして、その結果を地区別計画の推進会議に報告、課題提起等に還元していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターや関係機関に寄せられる相談などから、フレイルから要支援の状態にある高齢者の個別の生活ニーズ把握に努めます。これまでに把握した地域活動情報システム「Ayamu」を活用した社会資源をマッチングするだけでなく、ニーズにあわせて必要な社会資源等の開発についても検討実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で、これまでの生活が維持できるよう、また高齢者自身が適切に活動を選択できるよう支援します。これまで把握・整理を行ってきた資源について、フレイルから要支援の個別ニーズに併せたマッチングが行えるよう、再度アセスメントと整理を行います。

令和4年2月から開始された移動スーパーは、当初は買い物としての場でしたが、生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターによる地域への働きかけで、地域ボランティアがかかわるようになり、活動を継続していることで見知らぬ利用者同士のつながりが生まれ、気にかけてあうようになり見守り合う関係まで発展しました。このように一つの活動からさらなる進展につながるような働きかけをして活動の広がりを進めていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進します。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

この地域は、近隣同士で見守りあっている方も多く、「何か困ったことがあったらすぐ地域ケアプラザに相談を」と声をかけてくださる方が増えてきていますが、まだ必要な方に認知されていない面もあることから、最初の身近な相談窓口として認知してもらえる取組が重要と考えます。

そこで、地域包括支援センター3職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）が連携して、自治会町内会やサロン、老人会等に積極的に出向き、住民と接していく中で相談窓口の周知や相談内容を把握します。

相談への対応については、3職種間での進捗状況の共有をはじめ、必要に応じて生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターとの連携により、ボランティア支援や必要に応じて近隣で実施しているサロン等身近な場の活用につなげます。また、区役所との情報共有も日常的に行い、必要に応じて同行対応する等、連携しながら支援を進めます。さらに、障害福祉や児童福祉等他分野が関わる相談の場合にも必要な関係機関に的確につなげられるよう、日頃から多方面との関係構築に努めます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する知識、最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知します。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速、かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応します。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援します。併せて、常時情報共有ができるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

認知症に関する相談が年々増加している中、旭北地区では、徘徊SOSネットワークシステムの協賛店に登録した自治会町内会、商店、金融機関等、地域で支えあう機運が高まっています。

そこで、自治会町内会における見守り体制構築に向けた地区別計画推進の一助として、認知症サポーター養成講座を実施し、正しい理解者を増やす取組を地区連自治会や地区社協の後押しを受けながら展開します。また、その取組を地区別計画推進会議等での報告を通じて理解を広げ、早期に相談につながりやすい環境づくりを進めます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 成年後見制度の利用促進支援

成年後見制度に関する相談件数は一定程度あるものの、既に困った状況になってから申立に向けて相談対応していく案件が多く、潜在するニーズの早期発見や本人・家族による早期対応が求められ続けています。そのため、終活や相続等の法律相談、旭区版エンディングノートの普及啓発等を切り口に、地域住民向けに分かりやすく必要と感じてもらえる成年後見制度普及啓発の取組を進めます。また、成年後見制度利用促進の一環として、申立支援の取組強化を進めます。

2 消費者被害防止の取組支援

消費者被害防止にかかる地域人材として消費生活推進員が地区で活躍されていましたが、令和6年度をもって会としての活動が休止となりましたので、地域包括支援センターではこれまで以上に老人会、サロンや昼食会等での啓発活動のコーディネート等もしながら、消費者被害防止の取組を進めます。

3 高齢者虐待防止への取組

- (1) 高齢者虐待の早期発見や予防・防止に向けた支援を行います。虐待や虐待と疑われる相談・通報があった場合は速やかに行政へ報告するとともに、支援の方向性を共有し、行政との役割分担に基づき適切な支援を行います。
- (2) 日頃から地域住民や医療機関、居宅介護支援事業者等との連携を図り、地域包括支援センターに相談、通報しやすい関係づくりを行います。
- (3) 虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業者等に対し、高齢者虐待の基礎的知識や緊

急性の判断、早期発見、予防等の諸対応に関して情報提供する機会をつくります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地区民児協をはじめとする地域の会合に積極的に参加し、地域包括支援センターの相談窓口の役割を周知するとともに、地域住民による要援護者の把握、見守り、必要に応じた地域包括支援センター等の相談窓口に関する連絡等、要援護者支援について協働できるよう関係構築に努めます。また、かがやきクラブや地区社協行事等へ出張講座（認知症予防や口腔ケア・権利擁護等）を引き続き積極的に実施し、地域活動団体との日常的な関わりを通じてネットワークを拡充します。更に収集・整理した情報を地域のケアマネジャーがケアマネジメントに活かせるよう情報提供します。
- 2 ケアマネジャーのケアマネジメントをサポートするため、地域住民や関係機関等に対して介護保険制度の概要や介護予防の視点、ケアマネジャーの役割等について地区民児協や自治会町内会福祉部の定例会、関係機関連絡会、地域向け出前講座等の場を活用して周知します。
- 3 総合相談やケアマネジャー支援、介護予防ケアマネジメント等、地域包括支援センターの業務を通じて介護保険事業者との連携を強めます。また、エリア内のケアマネジャー連絡会や民生委員との交流会を開催し、要援護者支援に関わる関係者同士のネットワーク構築を図ります。
- 4 新任ケアマネジャー等に対し、アセスメントやケアプラン作成、制度活用の理解等を実践的に学ぶ場を区内包括の主任ケアマネと協働して提供します。提供するにあたり、居宅介護支援事業者の主任ケアマネジャーにも協力を得ます。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護の連携推進に向けて、担当エリア内の医療機関への個別訪問し、地域包括支援センターのチラシの配布等を通じて、顔の見える関係を構築します。

また、各病院の医療連携室からの相談に対応し、緊密な情報交換を行うことで、退院支援や居宅介護支援事業者への円滑な橋渡しを行います。さらに、旭区在宅医療相談室（旭区医師会）や旭区在宅歯科医療連携室（旭区歯科医師会）、旭区薬剤師会との連携を図り、多職種連携研修・事例検討会等を実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会や民児協等の機関と成果を共有し、地域課題の把握と分析をします。地域ケア会議から見出され

た課題に対し、地域ケアプラザ5職種はもとより区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進します。

地域ケア会議に地域関係者のみならず、ケアマネジャーやサービス事業者、医療関係者、商店等様々な関係者に参加を促し、地域課題を共有するとともに各々の専門的な視点を交えて課題解決の取組を進めます。また、各職種が事業や個別支援から個別支援や地域支援の課題を抽出し、5職種ミーティングで地域アセスメントをもとに地域ケア会議に挙げられる課題や取組目標を導き出し、個別ケース及び包括レベル小地域ごとに地域包括ケアシステムの実現を目指します。

さらに、地域福祉保健計画・地区別計画の推進とも連動させながら企画し、地区別計画推進会議や地区連合自治会定例会で協議内容の報告等、様々な機会に課題提起できるよう取り組みます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プランナーの確保と資質向上に向けた研修を定期的を実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成にあたっては、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプラン作りを心がけます。

1 利用者主体のサービス提供

利用者の目指す自立した日常生活の継続と一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援していきます。また、利用者自らが十分納得し選択できるように、丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえでその人らしい意欲的な生活が送れるよう支援していきます。

2 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取組として、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。

3 居宅介護支援事業者への業務委託における公正中立性の確保

- (1) 特定の事業所に委託先が偏ることなどがないよう、常に所内で情報共有し幅広く事業者
に委託を依頼します。
- (2) 委託先居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが
実践できるよう、スキルアップの機会を提供します。
- (3) 介護保険制度以外の地域のインフォーマル情報を、適宜居宅介護支援事業者へ研修等で
周知していきます。

4 地域における介護予防の推進

介護保険サービス等のフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等も積極的に活用しケアプランを作成していきます。また、プラン作成にあたり不足していると思われる社会資源について、委託先の居宅介護支援事業者のケアマネジャー等やサービス事業者等からも情報収集し分析するとともに、包括的支援事業等で活かします。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営を通して、介護予防の知識の普及や、介護予防に取り組むきっかけづくりを進めます。

また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニアボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し、健康増進を進めていきます。

1 元気づくりステーション事業

介護予防を必要とする高齢者が気軽に集える活動拠点として、既存の元気づくりステーションの後方支援を進めていきます。また、元気づくりステーションの新たな立ち上げも支援します。

2 人材の確保・育成

身近な地域で介護予防の活動が継続できるようボランティアが活躍しており、そのフォローアップとともに新たな人材確保のための講座を開催します。

3 身近な地域での介護予防啓発

気軽に高齢者が介護予防の知識や実践方法を生活に取り入れ、自分らしく安心した生活ができるよう、自治会町内会館等を活用しながら出張講座を開催します。終了後には地元で継続的な活動ができるよう自主化支援も進めます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1 介護保険事業者との連絡機能の充実と民生委員との関係構築

居宅介護支援事業者や介護サービス事業者との連携を図る機会を近隣の地域包括支援センターと協働で開催します。更に生活支援体制整備事業との連携や民生委員との関係構築等もね

らいとして開催し、相互の関係強化を進めていきます。

2 区役所主催の取組に協力による連携強化

「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」「介護予防ケアマネジメント研修」「区レベル地域ケア会議」等を通じて、ケアマネジャーと医療機関や介護サービス事業者、地域住民との連携を進めます。

3 在宅医療連携にかかる取組

旭区在宅医療相談室や医療機関との連携で、介護保険事業者向け研修や地域住民向け医療講座等を開催しながら関係構築し、地域で医療依存度の高い方等への対応の協力体制構築等につなげます。

4 グループホームや小規模多機能型居宅介護の運営推進会議支援

運営推進会議に地域包括支援センター職員が出席し、家族や施設職員だけでなく、地元の自治会町内会長や民生委員等地域代表者との介護保険サービスにかかる情報、課題の共有を進めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すると同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切にし、その人らしくいきいきと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとっても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活をいきいきと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。
- (3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。
- (2) 学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。

3 職員の資質向上

- (1) 法人の研修計画に地域ケアプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。
- (2) 研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載して

ください。

1 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直ししながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の縮減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に

至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。